

WideAngleサービス利用規約【現改比較表】2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

(用語の定義)

(略)

(2)「個別サービス」とは、本規約に同意の上、申込者が当社所定の方法により申込み、本規約の別紙2に記載されている個々のサービスをいいます。

(3)「機器サービス」とは、当社が契約者に対して個別サービスの対象となるセキュリティ機器を貸与することをいいます。

(4)「本契約」とは、本規約に基づいて締結される当社と契約者との間の契約をいいます。

(5)「契約書」とは、当社が別に定める申込様式又はWideAngleサービス利用契約書等の本サービスの利用について当社と取り交わす契約書面をいいます。

(6)「個別サービス提供期間」とは、当社が契約者に対して個別サービスを提供する12か月以上の期間（ただし、当該個別サービスが1回若しくは特定の回数限りの提供又は成果物等の提出により完了するもの場合はこの限りではありません。）をいいます。

(7)「機器サービス提供期間」とは、当社が契約者に対して機器サービスを提供する期間をいい、機器サービス提供期間の終了日は個別サービス提供期間の終了日と同一とします。

(8)「サービス開始日」とは、契約書に記載された当該個別サービスのサービス開始予定日をいいます。

(用語の定義)

(略)

(2)「個別サービス」とは、本規約に同意の上、申込者が当社所定の方法により申込み、本規約の別紙2に記載されている個々のサービスをいいます。

(3)「付加機能」とは個別サービスに追加することのできるオプションサービスをいいます。

(4)「機器サービス」とは、当社が契約者に対して個別サービスの対象となるセキュリティ機器を貸与することをいいます。

(5)「本契約」とは、本規約に基づいて締結される当社と契約者との間の契約をいいます。

(6)「契約書」とは、当社が別に定める申込様式又はWideAngleサービス利用契約書等の本サービスの利用について当社と取り交わす契約書面をいいます。

(7)「個別サービス提供期間」とは、当社が契約者に対して個別サービスを提供する12か月以上の期間（ただし、当該個別サービスが1回若しくは特定の回数限りの提供又は成果物等の提出により完了するもの場合はこの限りではありません。）をいいます。

(8)「機器サービス提供期間」とは、当社が契約者に対して機器サービスを提供する期間をいい、機器サービス提供期間の終了日は個別サービス提供期間の終了日と同一とします。

(9)「サービス開始日」とは、契約書に記載された当該個別サービスのサービス開始予定日をいいます。

～2024年3月31日	2024年4月1日～
<p>(9)「契約者のエンドユーザー」とは、契約者を介して本サービスを利用するものであって、契約者の関連会社若しくは顧客、又は第六条（再販又は卸売等）により契約者が再販又は卸売する第三者等を含みます。</p> <p>(10)「セキュリティ機器」とは、本サービスを利用するために必要となる機器（ソフトウェアの場合を含む。）であり、契約者又は契約者のエンドユーザーのネットワーク若しくはシステムに関わる事象を検知し、防御し又はログとして蓄積する仕組みを有する機器（複数の機器で構成される場合を含む。）をいいます。</p> <p>(11)「セキュリティソフトウェア」とは契約者の申込みによって当社から提供される別紙3に記載のソフトウェアをいいます。なお、セキュリティソフトウェアの利用については当該ソフトウェアの各提供元の利用条件等に同意する必要があり、当該ソフトウェアの使用許諾契約については契約者または契約者のエンドユーザーと当該ソフトウェアの提供元の間で成立するものとします。</p>	<p>(10)「契約者のエンドユーザー」とは、契約者を介して本サービスを利用するものであって、契約者の関連会社若しくは顧客、又は第六条（再販又は卸売等）により契約者が再販又は卸売する第三者等を含みます。</p> <p>(11)「セキュリティ機器」とは、本サービスを利用するために必要となる機器（ソフトウェアの場合を含む。）であり、契約者又は契約者のエンドユーザーのネットワーク若しくはシステムに関わる事象を検知し、防御し又はログとして蓄積する仕組みを有する機器（複数の機器で構成される場合を含む。）をいいます。</p> <p>(12)「セキュリティソフトウェア」とは契約者の申込みによって当社から提供される別紙3に記載のソフトウェアをいいます。なお、セキュリティソフトウェアの利用については当該ソフトウェアの各提供元の利用条件等に同意する必要があり、当該ソフトウェアの使用許諾契約については契約者または契約者のエンドユーザーと当該ソフトウェアの提供元の間で成立するものとします。</p>

～2024年3月31日

2024年4月1日～

(付加機能の提供)

第十条の2 当社は契約者から請求があったときは、次の場合を除き付加機能を提供します。

- (1)付加機能の提供の請求者が要望する付加機能の提供が技術上、法令上、規制上又はその他の理由により著しく困難なとき
- (2)付加機能の提供の請求者が当社の提供する個別サービスの料金又は手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
- (3)付加機能の提供の請求者が第十五条（契約の解除）第1項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき
- (4)付加機能の提供の請求において虚偽の請求がなされたとき
- (5)前各号の他、当社の業務に支障があるとき

(付加機能の提供)

第十条の2 当社は契約者から請求があったときは、次の場合を除き付加機能を提供します。

- (1)付加機能の提供を請求する契約者が要望する付加機能の提供が技術上、法令上、規制上又はその他の理由により著しく困難なとき
- (2)付加機能の提供を請求する契約者が当社の提供する個別サービスの料金又は手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
- (3)付加機能の提供を請求する契約者が第十五条（契約の解除）第1項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき
- (4)付加機能の提供の請求において契約者によって虚偽の請求がなされたとき
- (5)前各号の他、当社の業務に支障があるとき

別紙2 WideAngle MSSサービスメニュー一覧

サービスメニュー	メニュー	提供する内容
(略)	(略)	(略)
プロアクティブ レスポンス		・ 連携デバイスへの遮断指示
Active Blacklist Threat Intelligence		・ブラックリスト/グレーリスト
EDR (Endpoint Detection and Response)		・エンドポイント端末に対する脅威検知及び対策
IDセキュリティ	ID セキュリティ for Active Directory	・Active Directoryのセキュリティログ分析

※ WSS 基本パック、WSS RTMD パック、WSS 分析、[プロアクティブ レスポンス](#)は 2023 年 4 月 30 日以降、新規申し込みを受け付けないものとします。

別紙2 WideAngle MSSサービスメニュー一覧

サービスメニュー	メニュー	提供する内容
(略)	(略)	(略)
Active Blacklist Threat Intelligence		・ブラックリスト/グレーリスト
EDR (Endpoint Detection and Response)		・エンドポイント端末に対する脅威検知及び対策
IDセキュリティ	ID セキュリティ for Active Directory	・Active Directoryのセキュリティログ分析

※ WSS 基本パック、WSS RTMDパック、WSS分析は2023年4月30日以降、新規申し込みを受け付けないものとします。

~2024年3月31日	2024年4月1日~
	<p data-bbox="1122 236 1697 268">附則（2024年4月1日 MSSセ000400001060-01）</p> <p data-bbox="1122 296 1272 328">（実施期日）</p> <p data-bbox="1122 357 1720 389">1 この改正規定は、2024年4月1日から実施します。</p>